

令和 2 年度 第 2 回富士見市地域福祉計画審議会
議事録

日 時	令和 2 年 1 1 月 9 日 (月)		開会 午前 9 時 3 0 分			
			閉会 午後 1 2 時 1 5 分			
場 所	ふじみ野交流センター 2 階 講座室					
出席者	委 員	木下会長	荒井委員	山本委員	鷹野委員	板垣委員
		○	○	○	欠	○
		酒本委員	川上委員	藤山副会長	細野委員	佐藤委員
		○	欠	○	○	欠
		矢島委員	山浦委員	柴田委員	岩田委員	
		○	○	○	○	
	関係者	高齢者福祉課 新山副課長				
事務局	健康福祉部 鈴木部長 福祉課 皆川課長、大森副課長、渋川主任、新井主任					
公開・非公開	公開 (傍聴者なし)					
議 題	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 成年後見制度について (2) 第 3 次富士見市地域福祉計画素案について (3) 今後のスケジュールについて 4 その他 5 閉会					

議 事 内 容

1 開会

皆川課長：開会あいさつ

2 会長あいさつ

追加資料 地域福祉計画を考えるにあたって～地域福祉の視点と役割～

木下会長：追加資料を用いて、地域福祉の考え方等を解説。

3 議事

(1) 成年後見制度について

資料 1 第 3 次富士見市地域福祉計画（素案）

新山副課長：資料 1 の成年後見制度利用促進計画部分（P.45～P.47）を説明。

質問・意見

委 員：富士見市で成年後見制度を利用している人の数と、市長申し立てを利用している件数は？

新山副課長：本市で成年後見制度を利用している方は 1 2 1 人、市長申し立ての件数は 4 件で、いずれも令和元年度の数値である。

委 員：成年後見制度を利用したいが、制度がわかりにくく、利用することで不利益が生じてしまうのではという不安があり、利用を控える人がいるため、そのような方が制度を利用しやすくなるような仕組みづくりが必要ではないか。

新山副課長：市でも制度の周知を行っているが、利用に至っていない人がいるという状況は把握している。今後についても、制度に関する説明を行い、利用することでメリットがあることをお知らせし、少しでも多くの方の制度利用につなげられるよう取り組んでいきたい。

委員：後見人の報酬金額は決まっているのか。成年後見制度を利用する上での基準は何かあるのか。

新山副課長：後見人の報告に基づき、裁判所において報酬の決定を行っている。市でも上限があるが、後見人等への報酬助成を行っている。成年後見制度だけでなく、ケースバイケースで複合的な生活支援制度を検討していく。

委員：今後中核機関をつくる考えはあるのか？仮につくる場合は、中核機関を市の直営と委託のどちらで行うのか、市の考えは何かあるのか？

新山副課長：中核機関については委託を検討しており、現在協議中である。

委員：委託とする理由は？

新山副課長：成年後見制度に係る具体的な相談や支援等のノウハウを持っているところに委託することが、結果的に利用者の満足度向上につながると考えている。

会長：統計資料によると高齢者及び認知症になる人の数が増加傾向にある。また、今後は高齢者や認知症の方に加え、知的障がいや精神障がいの方の意思決定支援を地域でどのように行っていくのかが問われてくる時代になる。

地域福祉計画は縦割りではなく分野横断的なものであり、各福祉分野に共通した部分を整理する役割を持っていることから、「成年後見制度利用促進計画」が一体化されるのは良いことだと感じた。計画に記載されることで、市民が地域でどのような問題が起きているのかを知っていくきっかけにもなる。

成年後見制度の利用促進は、市民の権利擁護の取組として、地域福祉の一つの領域という位置づけになっていくのではないかと。

(2) 第3次富士見市地域福祉計画素案について

資料1 地域福祉計画素案

資料2 「富士見市地域福祉計画【改訂版】」進捗状況等調査シート

資料3 各福祉分野における重点施策調査シート

事務局：資料1～3に基づき、前回審議会からの変更点を説明のうえ、素案の内容を説明。

質問・意見

委員：資料1のP.13のボランティア団体数の推移でボランティアセンターに登録している団体数と人数が掲載されている。社協から活動費の助成をもらっている団体と、そうでない団体の違いは何か。

事務局：市からの補助金を基に社協が実施しているボランティア団体への助成については、対象となる活動が明確に規定されているため、そこに合致するかどうかで判断している。具体的には、多くの人が集まる地域サロンのような公益的な活動などは助成対象となっている。

委員：私が所属している団体でも、月 2 回のサロン活動には助成金が出ている。以前、参加者が転倒してけがをしたという事例もあったため、運営側としてはボランティア活動保険がないと心配な面がある。

事務局：ボランティア活動保険の活用については個々の対応になるため、後ほど社協と相談していただきたい。

会長：しっかりした保障の仕組みがないと安心して活動ができないため、市と社協には制度の確認を進めてほしい。

委員：質問の 1 点目として、誰もが集える場としてサロン活動に空き家を活用することは素晴らしいことであるが、誰が管理するのか、営業時間はどのくらいかなど、課題はたくさんある。また、既存の放課後児童クラブなどの施設において、施設を使用していない時間帯に集いの場として地域に開放してはどうか。

質問の 2 点目として、生活困窮者という言葉が計画内に記載されているが、生活保護受給者との違いは何か。また、働いていて収入がある場合は、生活保護を受けることができないのか。

事務局：空き家の管理面で、市が直接空き家を借り上げ、地域に開放するというのは難しい。その代わりに、地域の方が空き家を利用して何か活動を始めたい場合、市で空き家の改修費の一部を補助する制度がある。市としては、地域の方が活動しやすいよう間接的に支援したり、環境を整えていくという立場になる。

また、放課後児童クラブのような既存の施設を、高齢者や障がい者が集える一体的な場としてデザインし直すことにより、様々な課題解決につなげていくことは可能だと考える。実際に、放課後児童ク

ラブの空き時間にパワーアップ体操の会場として使用しているといった事例もある。

生活困窮者とは、生活保護制度は利用していないが生活にお困りの方と定義している。生活困窮者への支援としては、収入が減った際の福祉資金の貸付や家賃補助などがある。

生活保護制度については、利用にあたって国が定めた基準があり、収入調査などの結果、基準を下回った場合は生活保護を受給できる。

委員：社会・経済情勢の変動により、生活保護の受給状況も変動することが見込まれるため、基本目標の達成状況を評価する指標に生活保護率の低下を掲載するのは不相当と考える。代わりに、生活保護に至らないよう支援をどれだけ充実させていくのか、その充実度合を指標とするべきではないか。

今回の計画では「誰もが」という言葉がキーワードになっており、地域に暮らす全ての人を対象にしていると認識している。前回の審議会でも話したが、災害に対する不安は全市民に共通しているため、可能であればそこに重点を置いていただきたい。

また、精神障がいを持っていても、障がい者手帳を持っていない人が多い。手帳のある・なしに関わらず、全ての人がこの計画の対象となっているということを強調していただきたい。

最後に、合計特殊出生率が全国及び県平均と比較すると低いため深刻に考える必要がある。そのことを地域福祉計画の中でも記載していく必要があるのではないか。

委員：口に出してみた時にどう感じるかという視点での提言だが、基本理念の「出会い・ふれあい・支えあい・地域愛」を「出会い・ふれあい・支えあい」でいったん区切り、そこから「地域愛のあるまちづくり」と繋げた方がよいのではないか。

事務局：貴重な意見として受け止め、検討する。

委員：基本目標①②④については、市民主体の文言になっているが、基本目標③の「誰もが抱える課題を受け止め、対応する仕組みづくり」は行政主体の意味合いが強いため、市民主体の文言に統一した方がよいのではないか。また、地域福祉圏域に関して説明の中で「第1層」といった表現があったが、圏域の図の中にも記載した方がよいのではないか。最後に、「福祉避難所」と「高齢者向け住宅の充実」について解説をお願いしたい。

事務局：地域福祉圏域については「第1層」の表記を追加する。福祉避難所は災害時に配慮が必要な方、例えば、高齢で寝たきりの方や、障がいをお持ちの方などを受け入れることができるよう市と協定を締結した介護施設などのことを指す。

委員：福祉避難所を増やしてみ、どこに誰を避難させるのかという部分まで決めておかないと効果が半減することから、避難行動要支援者の個別計画をしっかりと策定する必要があるのではないか。市は、そういった取り組みを充実させていくという認識でよいか。

事務局：それぞれの方の特性を把握したうえで適切な避難所に誘導していくことが大事である。避難行動要支援者制度の中で、それぞれの事情に応じた個別計画の策定を市民の方にご案内している。配慮が必要な方が適切な場所に避難できるような体制づくりを進めていく。

「高齢者向け住宅の充実」は、高齢者の住まいの選択肢として、自宅や介護施設だけでなく、通常のアパートやマンションに見守りや配食などのサービスが付属している「サービス付き高齢者住宅」のような、高齢者の多様なニーズに応じた住宅を市内に整備していく考えを表している。

委員：以前、高齢で年金暮らしのため住宅の補修ができない家があるという相談を受け、町会で何とかできないか話し合ったが、結局解決策は見つからなかった。市ではそういった課題への対応策はあるのか。

事務局：具体的なケースについては個別対応となるため、遠慮なく市に相談して欲しい。

委員：市民が健康で生き生きと過ごすために、「食」関係の企画があれば教えてもらいたい。例えば、食事によって健康に生きるためにといった企画があればと思う。

事務局：健康増進センターで食育を含めた計画を策定している。食のご相談や健康づくりのご相談を健康増進センターで対応しているため、そのようなご質問等があれば色々な対応ができる。

委員：全世代型サロンの開設については、コロナの影響もあるため、対面だけでなくオンライン版の検討など、ICT を活用した取組みができればよいと思う。

委員：災害時には、身体障がい者などは通常の避難所に行きづらいこともあるため、福祉施設で対応ということが聞いて良かった。

委員：現在、生活サポートセンター☆ふじみでは、生活困窮者自立支援制度における必須事業しか行っておらず、任意事業である就労支援準

備事業や家計相談支援事業といったものには取り組めていない状況である。今後、市からの働きかけがあれば検討したい。

町会の加入率が減っているというような問題提起があったが、町会加入促進の広報活動だけでなく、具体的な取組がないと町会の加入が増えないのではないか。例えば、災害が起きた時には町会に加入していることがメリットになると考えているため、そういった観点から施策を打ち出していったらどうか。

委員：資料1の「ヒアリングやアンケート調査等から見る地域の課題」に当事者の意見が反映されていないため、追加させていただきたい。全世代型サロンは多くの方が望んでいるためぜひ進めてほしい。避難行動要支援者支援制度については、自閉症・身体障がい・医療的ケアが必要な方などの個別計画を策定してほしい。また、福祉避難所が大雨の時に水没するということがあったため、実際に避難所として機能するかどうか再点検をしてほしい。

(事務局：欠席者のご意見の紹介)

成年後見制度に関してはニーズも高いため、多くの市民に制度が浸透すればよいと思う。特に高齢者世帯や単身世帯が増えており、生涯未婚率が増加しているため、子どもや親戚に頼れない方も今後出てくるのではないか。それらのニーズを満たすために、市では成年後見制度に関して学ぶ機会や、市民後見人を増やすことを念頭に、地域に成年後見制度が浸透するような取り組みを推進していただきたい。

地域では高齢化に伴い日常生活の中での困りごとが増えている。困りごとについては、専門業者に対価を支払って解決する方法もあるが、些細なことまでは依頼することができないという方もいる。そのような時に、地域で身近な共助の仕組みがあればいつまでも安心して暮らせる助けになると思う。

しかしながら、制度を整えるには、一つの町会組織だけでは人材や費用負担の面で難しい部分もあるため、いくつかの町会が一つになり、協議会のようなものを設けて多くの関係者を巻き込んだ取り組みが必要と考える。他にも、人々の交流や地域のつながりづくりを図るため、地域で行われている様々なイベントを少し広い圏域で開催し、お互いに知り合うことが大切だと考える

また、認知症や引きこもりなどの社会的に孤立している人への見守りについては、民生委員だけでなく隣近所の協力が欠かせないと感じる。

地域の課題を我が事としてとらえるためにも、いずれは自分たちも支えあい・助けあいのお世話になるときがくるということを前提に、できることを、できるときに、できる範囲で行っていくという意識を持つことが大切ではないかと考える。

(事務局：欠席者のご意見の紹介は以上)

会 長：今回のご意見をどのように計画に反映できるかまだ明確ではないが、できるだけ皆さんの意見が計画の中に含まれるようにしたい。また、専門用語も多いため用語解説を充実させていただきたい。

(3) 今後のスケジュールについて

令和2年11月20日 富士見市地域福祉計画推進委員会

令和2年11月25日 政策会議

令和3年1月4日～ パブリックコメント開始（12月広報に掲載）

令和3年2月下旬もしくは3月上旬 第3回富士見市地域福祉計画審議会
市長への答申

4 その他

特になし

5 閉会

藤山副会長：閉会あいさつ

以上